千葉県　令和8年度放課後児童支援員認定資格研修

実務経験証明書

年　月　日

法人等の名称	
所在地	
代表者役職・氏名	代表者印
電話番号	

上記の代表者は法人の代表者（理事長、代表取締役）。（公設公営の場合は市町村長）

【いずれの実務経験に該当するか□にチェック（レ）をお願いします。】

□　下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下、「基準」という。）第10条第3項第3号に規定する**「2年以上児童福祉事業（※1）に従事した者」**であることを証明します。

□　下記の者は、基準第10条第3項第9号に規定する **「2年以上放課後児童健全育成事業（※2）に類似する事業に従事した者」**であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒<u>市町村に提出してください。</u>

□　下記の者は、基準第10条第3項第10号に規定する**「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」**であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。
⇒<u>市町村に提出してください。</u>

フリガナ				生年月日	
氏　名				昭和 ・ 平成	年　月　日
施設の名称	職種	業務内容	従事期間	期間計	累計労働時間
			年　月　～　年　月	年　月	時間
			年　月　～　年　月	年　月	時間
			年　月　～　年　月	年　月	時間

※1 児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業，家庭的保育事業、一時預かり事業，小規模保育事業，事業所内保育事業，その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設（児童館・児童遊園）、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2 放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子供教室、民間学童保育（市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの）、 その他

上記の者（基準第10号第3項第3号に該当する者を除く）は、

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項

□ 第9号　　□ 第10号　に該当することを認定する。

年　月　日

市町村長　　印

千葉県　令和8年度放課後児童支援員認定資格研修

実務経験証明書

2026年　4月30日

法人等の名称	社会福祉法人　〇〇〇会
所在地	千葉市中央区〇〇町〇－〇
代表者役職・氏名	理事長　千葉　太郎
電話番号	043-223-XXXX

代表者印

所在地は法人等の本店所在地、名称は法人名、代表者役職・氏名は法人の代表者名（理事長、代表取締役）を

個人印不

上記の代表者は法人の代表者（理事長、代表取締役）。（公設

【いずれの実務経験に該当するか□にチェック（レ）をお願いします。】

申込書と同じ受講資格にチェックをお願いしま

☑　下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下、「基準」という。）第10条第3項第**3号**に規定する**「2年以上児童福祉事業（※1）に従事した者」**であることを証明します。

□　下記の者は、基準第10条第3項第**9号**に規定する　**「2年以上放課後児童健全育成事業（※2）に類似する事業に従事した者」**であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒**市町村に提出してください。**

□　下記の者は、基準第10条第3項第**10号**に規定する**「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」**であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。
⇒**市町村に提出してください。**

フリガナ	チバ　ハナコ			生年月日	
氏　名	千葉　花子			昭和・(平成)	2年　6月　15日
施設の名称	職種	業務内容	従事期間	期間計	累計労働時間
〇〇 放課後児童クラブ	支援員	クラブにおける 育成支援	2021年4月　～　2023年4月	2年1月	2,000時間
			年　月　～　年　月	年　月	時間
			年　月　～　年　月	年　月	時間

※1　児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業，家庭的保育事業、一時預かり事業，小規模保育事業，事業所内保育事業，その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設（児童館・児童遊園）、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2　放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子供教室、民間学童保育（市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの）、 その他

上記の者（基準第10号第3項第3号に該当する者を除く）は、

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項

□　第9号　　□　第10号　に該当することを認定する。

年　　月　　日

市町村長　　印

千葉県　令和8年度放課後児童支援員認定資格研修

実務経験証明書

2026年　4月30日

法人等の名称	社会福祉法人　〇〇〇会
所在地	千葉市中央区〇〇町〇－〇
代表者役職・氏名	理事長　千葉　太郎
電話番号	043-223-XXXX

所在地は法人等の本店所在地、名称は法人名、代表者役職・氏名は法人の代表者名（理事長、代表取締役）を

代表者印

個人印不

上記の代表者は法人の代表者（理事長、代表取締役）。（公認

【いずれの実務経験に該当するか□にチェック（レ）をお願いします。】

□　下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下、「基準」という。）第10条第3項第3号に規定する「2年以上児童福祉事業（※1）に従事した者」であることを証明します。

申込書と同じ受講資格にチェックをお願いしま

☑　下記の者は、基準第10条第3項第9号に規定する「2年以上放課後児童健全育成事業（※2）に類似する事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

□　下記の者は、基準第10条第3項第10号に規定する「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。
⇒市町村に提出してください。

フリガナ	チバ　ハナコ			生年月日	
氏　名	千葉　花子			昭和・(平成)	5年　1月　1日
施設の名称	職種	業務内容	従事期間	期間計	累計労働時間
〇〇小放課後子供教室	児童指導員	子供の活動の見守りや体験交流活動の実施	2021年4月　～　2023年4月	2年1月	2,000時間
			年　月　～　年　月	年　月	時間
			年　月　～　年　月	年　月	時間

※1 児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業，家庭的保育事業、一時預かり事業，小規模保育事業，事業所内保育事業，その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設（児童館・児童遊園）、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2 放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子供教室、民間学童保育（市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの）、 その他

上記の者（基準第10号第3項第3号に該当する者を除く）は、

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項

☑ 第9号　　□ 第10号　に該当することを認定する。

2025年　5月1日

市町村長　〇〇市　市長　千葉　次郎

市町村長印

千葉県　令和8年度放課後児童支援員認定資格研修

実務経験証明書

2026年　4月30日

法人等の名称	社会福祉法人　〇〇〇会
所在地	千葉市中央区〇〇町〇－
代表者役職・氏名	理事長　千葉　太郎
電話番号	043-223-XXXX

所在地は法人等の本店所在地、名称は法人名、代表者役職・氏名は法人の代表者名（理事長、代表取締役）を記載し、

代表者印

個人印不

上記の代表者は法人の代表者（理事長、代表取締役）。（公

【いずれの実務経験に該当するか□にチェック（レ）をお願いします。】

□　下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下、「基準」という。）第10条第3項第3号に規定する「2年以上児童福祉事業（※1）に従事した者」であることを証明します。

□　下記の者は、基準第10条第3項第9号に規定する「2年以上放課後児童健全育成事業（※2）に類似する事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

申込書と同じ受講資格にチェックをお願いしま

☑　下記の者は、基準第10条第3項第10号に規定する「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。
⇒市町村に提出してください。

フリガナ	チバ　ハナコ			生年月日	
氏　名	千葉　花子			昭和・(平成)	5年　1月　1日
施設の名称	職種	業務内容	従事期間	期間計	累計労働時間
〇〇 放課後児童クラブ	支援員	クラブにおける 育成支援	2018年4月　～　2023年4月	5年1月	5,000時間
			年　月　～　年　月	年　月	時間
			年　月　～　年　月	年　月	時間

※1　児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業，家庭的保育事業、一時預かり事業，小規模保育事業，事業所内保育事業，その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設（児童館・児童遊園）、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2　放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子供教室、民間学童保育（市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの）、 その他

上記の者（基準第10号第3項第3号に該当する者を除く）は、

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項

□　第9号　　☑　第10号　に該当することを認定する。

2025年　5月1日

市町村長　〇〇市
市長　千葉　次郎　　市町村長印